

2021年5月27日

熊本県知事 蒲島 郁夫 殿

いのちと暮らし・平和を守る熊本ネットワーク

共同代表 榎本 光男

藤田 信一

「まん延防止等重点措置」の適用にあたって 県民のいのちと暮らしを守るための対策強化を求める要望

新型コロナウイルス感染の収束にむけた日夜のご尽力に敬意を表します。

さて、第4波が全国的に拡大し、熊本県も「まん延防止等重点措置」が適用されました。これにともない多くの県民がさらに厳しい生活を余儀なくされます。熊本県としましても第4波を乗り越え終息させるために、対策と支援を強化するとともに、今後起こりうる感染症拡大にも強い社会を構築していただきますよう以下の項目について要望します。

《医療体制の要望》

【項目】

- 1、医療機関が協力しあい、地域でコロナに立ち向かっているなかで、新型コロナ患者受け入れ医療機関のみを財政支援するのではなく、すべての医療機関への財政支援をするよう県独自で予算化するとともに、国へ要望すること。また、介護事業所に関しても施設内でのクラスターが発生したときなどの財政支援を同様に求める。
- 2、医療従事者へのワクチン接種を早急に進めるよう体制を確立するとともに、検査体制を抜本的に強化拡充すること。
- 3、医療スタッフの疲弊が限度を超え、また国民のワクチン接種が完了する見通しが立っていない中、東京オリンピック・パラリンピック開催中止を県として国へ要望すること。

《商工労働の要望》

【項目】

- 1、「まん延防止等重点措置」の適用は県内での飲食店をはじめとする関連業者にとってはより深刻な状況に追い込まれます。今回の県時短要請協力金は多くの業者から歓迎される内容だと感謝いたします。

しかし、前回の要請にもお願いしましたがコロナ感染支援策の抜本的な改善を国へ働きかけるとともに、持続化給付金の2回目の創設や各種給付金、支援金の継続や新たな支援制度の創設を国へ要請していただくこと。

2、県独自の施策も今回だけでなく、コロナ感染が収束するまでに全県への支援を計画的に2回目、3回目と新たな支援策を実施していただくこと。

3、休業支援金・給付金については事業主の責による休業・時短がなくても、明らかにコロナ禍で収入が減っている労働者も給付の対象とするよう国に要請していただくこと。

【理由】例えばタクシー労働者のほとんどは固定給+歩合給であり、コロナ禍で乗客が減れば、出社はしても実働できず給料が減ります。このように事業主による休業や時短でなくても、コロナの影響で給料が減っている労働者については休業支援金の給付対象とすることが求められます。

4、休業支援金の給付額は満額ではなく8割であり、さらに上限が9,900~11,000円となっています。県として差額の2割や、上限額との差額を支給するなど、労働者を直接支援する県独自の支援制度を創設していただくこと。

《女性の要望》

【趣旨】

新型コロナウイルスの感染拡大で雇用状況が悪化するなか、女性の貧困の深刻化、世帯収入の減少、アルバイトができずに生活が困窮する生徒・学生の増加を背景に、女性や若者の自殺率も増加し、大きな社会問題となっています。

このような経済状況のなか、節約のために毎月の生活必需品である生理用品を購入することができず、トイレットペーパーを代用するなどの不衛生、不自由な実態が報告されています。生理用品は健康な生活を送るための必需品であり、経済的理由によって生理用品が十分に使えずに健康な生活がおびやかされる不衛生な状態は直ちに改善されるべきです。

日本政府もコロナ禍で困窮する女性をサポートする「地域女性活躍推進交付金」を拡充し、生理用品の無料配布も使途として加え、13億5千万円を配分することを決めました。全国で災害用に備蓄する生理用品の提供が始まっていますが、群馬県では教育施設での生理用品の配布および個室トイレや洗面所へ配置の検討、県立の施設ではスマホの専用アプリを活用した生理用品の提供が受けられる機械を導入することです。ぜひ熊本県でも、トイレットペーパーと同じように学校や公衆トイレに生理用品が配置されることを要望します。

女性、児童・生徒が生涯にわたって健康で衛生的な生活を保障されるために以下を要請いたします。

【項目】

- 1、教育施設に誰もが自由に使える生理用品を配置すること。
- 2、自治体窓口において、生理用品の無償配布を行うこと。

- 3、公共施設に無償で使える生理用品を配置すること。
- 4、コロナ対策の支援として防災備蓄品をただちに活用すること。
- 5、日本国憲法第 25 条国の社会保障的義務、第 26 条教育を受ける権利にもとづき、ふさわしい財政措置を取ること。

以上